

**地域とともにある学校づくりと
実効性の高い学校評価の推進について**
(報告)

平成24年3月12日

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議
学校評価の在り方に関するワーキンググループ

目 次

1. 学校評価の目的とこれまでの経緯	1
(1) 学校評価の目的	
(2) 学校評価、情報提供の仕組みづくりの経緯	
2. 学校評価の今日的意義	3
(1) 地域とともにある学校づくりと学校評価	
(2) 学校、設置者、学校関係者に期待すること	
(3) 国立学校、私立学校、都道府県立学校等に期待すること	
3. 学校評価の現状と課題	5
(1) 学校評価等実施状況調査等の結果	
(2) 本ワーキンググループにおける主な意見	
4. 学校評価の実効性を高めるための基本的な考え方と各学校における取組	9
(1) 学校内における取組の充実	
(2) 学校関係者との連携、協働の推進	
5. 実効性の高い学校評価の推進のための設置者と国の役割	11
(1) 設置者による支援の充実	
(2) 国による支援等	

【取組事例】

①目標を重点化・具体化して、成果を児童生徒が変容した姿で表現（広島市）	13
②全教職員の参加による目標設定（鳥取県岩美町）	14
③自己申告書における学校経営計画に基づいた目標設定（東京都）	15
④学校評価の結果を活用した「学校運営改善モデル」の活用（PHP総合研究所）	16
⑤学校評価支援システムの活用（慶應義塾大学）	17
⑥学校・保護者・地域の連携協力による「協働型」学校評価（仙台市）	18
⑦学校関係者評価委員との連携・協働を図る取組（新潟県上越市）	19
⑧既存の制度を活用して運営改善に能動的に関わる評価者を確保（京都市）	20
⑨学校の魅力と課題を発見するための外部アンケートの実施（京都市）	21
⑩様々な方法を活用した柔軟な情報収集と情報発信（愛知県高浜市）	22
⑪地域の声「エプロン特派員」による情報発信（新潟県見附市）	23
⑫教育委員会の明確な教育ビジョンの設定（宮崎県五ヶ瀬町）	24
⑬設置者による評価の統一様式や年間スケジュールの提示（東京都武蔵村山市）	25
⑭学校関係者評価委員を対象とした研修用DVDの作成（茨城県取手市）	26
⑮学校間の連携による学校評価・学校改善（堺市）	27
⑯学校評価アドバイザー・スペシャルアドバイザーの学校派遣（新潟県見附市）	28
⑰学校の情報公開に関するガイドラインの作成（広島県）	29
⑱学校評価の実効性を担保する仕組みとしての第三者評価の実施（岡山県矢掛町）	30

【参考資料】

地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（概要）	31
学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議の開催について	32
ワーキンググループの設置について	34
これまでの議論の経緯	36

1. 学校評価の目的とこれまでの経緯

(1) 学校評価の目的

- 学校評価ガイドラインでは、学校評価の目的として次の3つを挙げており、学校評価を子どもたちがより良い教育を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理している。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

※「学校評価ガイドライン」より

(2) 学校評価、情報提供の仕組みづくりの経緯

- 学校評価・情報提供については、平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、学校が教育目標や教育計画と、その達成状況に関する自己評価結果を保護者や地域住民等に説明することが提言され、平成12年12月の教育改革国民会議報告「一教育を変える17の提案一」において、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を保護者や地域住民等と共有し、学校の改善につなげることが提言された。
- こうした提言を受け、平成14年3月に小学校設置基準（文部科学省令）等が制定され、学校の自己評価の実施等が努力義務として初めて規定され、学校が保護者や地域住民と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図っていく方向性が示された。
- 平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、義務教育の構造改革として、教育の質を保証し、保護者や地域住民等への説明責任を果たす上で、学校評価を充実することが必要であり、そのためには、大綱的な学校評価ガイドラインの策定と、自己評価の実施とその結果公表が全ての学校において行われるよう義務化することの必要性が指摘された。
- これを踏まえ、平成18年3月に文部科学省は「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定し、各学校や地方自治体の参考に資するため、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等が示された。

- また、平成18年12月に改正された教育基本法第13条において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力を努めることが明記されたこと等を受け、平成19年6月の学校教育法改正及び同年10月の同法施行規則改正により、①自己評価の実施とその結果の公表は法律上の義務であること、②保護者や地域住民等による学校関係者評価の実施とその結果の公表は努力義務であること、③自己評価及び学校関係者評価の評価結果の設置者への報告は義務とされるとともに、④学校の情報の積極的な提供について規定された。
- このことを踏まえ、平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」において、教職員による自己評価をすべての学校で実施するとともに、保護者等による学校関係者評価も「できる限りすべての学校において実施されることを目指す」ことが明記された。
- また、「学校評価ガイドライン」は平成20年1月に高等学校に関する記述が追加され、平成22年7月は第三者評価に関する記述が追加された。

(学校評価に関する関連法令)

教育基本法（抄）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

2. 学校評価の今日的意義

(1) 地域とともにある学校づくりと学校評価

- 学校運営に対する保護者や地域住民等の参画意識の高まりなどを踏まえ、平成23年7月、文部科学省に設置された学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議は「今後すべての学校が保護者や地域住民と目標（子ども像）を共有し、地域の人々と一体となって子どもたちを育てていく『地域とともにある学校づくり』を目指すべき」旨の提言をまとめ、地域とともにある学校づくりを進めるための学校運営の必須ツールとして、「すべての学校で実効性のある学校関係者評価を実施」することを提案した。
- これは、地域とともにある学校づくりを進めていく上で、学校関係者評価が学校の現状と課題について学校と保護者・地域住民等の共通理解や信頼関係を深め、相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション・ツールとして、また、教育活動その他の学校運営の改善を目的とした学校と保護者や地域住民との「協働の場」として活用されることが期待されるためである。さらに、こうした過程を通して学校が「大人の学びの場」や「地域づくりの核」となる可能性も提言では示されている。
- 一方、すべての学校で実効性高い学校関係者評価を実施するためには、その前提となる自己評価についての検証が必要となる。自己評価については、概ね全ての学校で実施されるなど広く普及が図られているものの、それが学校運営の改善に「大いに役に立った」と答える学校の割合が半数に満たない（40.3%）※など、その実効性の面において改善すべき課題がある。
※学校評価等実施状況調査（平成20年度間）より
- このため、平成23年6月、同協力者会議の下に学校評価の在り方に関するワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という）を設置し、自己評価を含む学校評価の現状と課題を整理し、すべての学校で実効性の高い学校評価を進めるため、負担感の払拭や評価結果に基づく設置者の支援等の諸課題の解決方法等について議論を重ねてきた。
- 学校評価については、文部科学省の策定した「学校評価ガイドライン」において、既にその目的や取組の目安となる事項が示されている。本ワーキンググループでは、そのことを踏まえつつ、学校評価に関する調査結果や様々な立場にある有識者からの意見聴取により、地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進のために必要な取組について整理するものである。

(2) 学校、設置者、学校関係者に期待すること

- 今回のとりまとめは、これまでの学校評価に係る取組の現状と課題を踏まえ、学校や設置者である教育委員会に対して、より実効性の高い学校評価を行うために参

考となる具体的な取組を示すものである。ここでの実効性には、学校の課題の発見や改善といった学校や教職員にとっての実効性と、学校に対する理解や信頼の深まりといった保護者や地域住民等の学校関係者にとっての実効性の二面性がある。

- 学校や教職員にとって実効性を高める要因は、教職員の達成感、やりがいであり、子どもたちへの想いである。評価結果が教育活動その他の学校運営の改善につながり、子どもたちによりよい教育が提供でき、子どもの成長を実感することができれば、学校評価に対する教職員の意欲が高まることが期待できる。
- 学校関係者にとって実効性を高める要因は、学校関係者評価を地域とともにある学校づくりに活用し、学校関係者評価の取組を通じて授業改善などの教育活動その他の学校運営の改善が図られ、より良い学校づくりが進むことである。それによって、教職員のみならず、保護者や地域住民等の学校関係者もやりがいを感じ、学校・家庭・地域の連携のもとに教育の質が高まることが期待できる。

(3) 国立学校、私立学校、都道府県立学校等に期待すること

- このとりまとめは主として市区町村立の小学校及び中学校を念頭に置いているが、幼稚園、高等学校、中等教育学校、特別支援学校においても、それぞれの学校種の特性を踏まえた取組の参考としていただきたい。また現在、政府で検討が進められている子ども・子育て新システムにおいて、学校として位置付けられる総合こども園（仮称）の評価の在り方については、現在の幼稚園における学校評価の仕組み等を踏まえ、引き続き、制度設計過程で検討されるものとする。
- また、国立学校や私立学校については、公立学校とは異なる設置形態、学校運営の仕組みとなっているが、今後、このとりまとめを参考としつつ、それぞれの特性を踏まえた学校評価の充実方策について、関係者による積極的な検討を期待したい。

3. 学校評価の現状と課題

学校評価の現状と実効性を高める上での課題は、学校の種別や学校規模、設置者においては設置している学校数などの状況により異なる。本ワーキンググループでは、文部科学省が実施した学校評価等実施状況調査（平成20年度間）の結果や、学校評価の現状と課題に関する有識者からのヒアリングで出された意見や本ワーキンググループの委員からの意見をもとに、以下のとおり整理した。

(1) 学校評価等実施状況調査等の結果

①学校評価の実施状況

- 実施義務が課されている自己評価は概ね全ての公立学校で実施され、努力義務となっている学校関係者評価は81%の公立学校において実施されている。

②自己評価の評価項目

- 自己評価の評価項目を教育目標、学習指導、安全管理等としている学校は多く、それと比べて学校評価や進路指導としている学校は少ない（表1）。

表1：自己評価の評価項目（国公立私立学校合計）

項目	割合	項目	割合
教育目標	89.0%	保健管理	78.8%
学習指導	88.5%	教育環境整備	77.4%
安全管理	86.0%	組織運営	73.4%
保護者・地域住民等との連携	85.5%	情報提供	61.6%
生徒指導	85.3%	特別支援教育	61.1%
教育課程	85.0%	学校評価	48.6%
研修（資質向上の取組）	82.2%	進路指導	42.3%

③学校関係者評価委員の活動や外部アンケート

- 学校関係者評価委員の活動内容を学校行事の参観、校長等管理職との対話、授業参観としている学校は多く、それと比べて一般教職員や保護者、児童・生徒との対話としている学校は少ない（表2）。

表2 学校関係者評価委員の活動内容（国公立私立学校合計）

項目	割合
学校行事の参観	90.6%
校長等管理職との対話	89.1%
授業参観	83.5%
一般教職員との対話	33.6%
保護者からの意見聴取	33.4%
児童・生徒との対話	18.5%

- 自己評価の目標設定・達成状況の把握や取組の適切さを評価する資料とするため、児童生徒や保護者、地域住民を対象として実施される外部アンケートは、95%の公立学校において実施されている。アンケートの項目を学校教育活動への満足度、学校行事、授業（方法・形態・理解度）等としている学校は多く、それと比べて進路指導や部活動等としている学校は少ない（表3）。

表3 外部アンケート等の項目（国公立学校合計）

項目	割合	項目	割合
学校教育活動への満足度	88.8%	家庭における教育状況	53.8%
学校行事	83.7%	施設・設備	53.6%
授業（方法・形態・理解度）	83.5%	保健管理（学校保健・衛生等）	52.9%
児童生徒の基本的な生活習慣	79.9%	教育課程の編成	36.2%
保護者・地域住民等との連携	74.3%	諸計画（評価計画を含む）	32.6%
生徒指導	73.8%	給食（給食指導・衛生管理）	30.0%
教育目標	68.8%	進路指導	29.0%
安全管理（学校安全・危機管理・学校防災等）	68.4%	部活動	28.8%
情報の公開・発信	67.1%		

④学校の情報提供

- 学校評価をより効果的なものとするためには、学校が積極的に情報発信をしていくことが重要である。学校に関する情報の提供方法を学校便り等に掲載する学校は多く、それと比べて地域の掲示板や広報誌等に掲載する学校は少ない（表4）。

表4 学校の情報提供の方法

（国公立学校校合計）

項目	割合
学校便り等に掲載	93.5%
ホームページに掲載	62.4%
直接説明する機会を設定	51.2%
地域の掲示板や広報誌等に掲載	21.8%

- 情報提供の内容を年間の行事予定、学校の教育目標等としている学校は多く、それと比べて客観的な指標やデータである学力調査等の結果、運動・体力調査の結果等としている学校は少ない（表5）。

表5 学校における情報提供の内容（国公立学校合計）

項目	割合	項目	割合
年間の行事計画	93.7%	校務分掌・校内組織	30.9%
学校の教育目標	92.3%	授業時数（計画時数や実施時数）	30.4%
P T Aの情報	73.7%	運動・体力調査の結果	28.7%
学校保健に関する取組状況	66.6%	卒業生の進路の状況	26.7%
学校安全に関する取組状況	62.5%	いじめ、暴力行為、不登校、中退など 生徒指導上の課題の現状	25.9%
総合的な学習の時間の内容	50.6%	学校評議員（類似制度含む）・学校運 営協議会の取組状況	23.6%
施設・設備の状況	49.7%	使用する教科書や主な補助教材	21.9%
部活動・クラブ活動の状況	45.1%	シラバス	19.4%
学力調査等の結果	42.9%	学校の予算など経理の状況	11.4%
児童生徒の学習状況の評価方法	35.3%		

- また、（社）日本P T A全国協議会の「教育に関する保護者の意識調査（平成22

年度)」によると、学校からの情報提供のうち「いじめ、暴力行為、不登校など生徒指導上の課題の現状」について59.9%の保護者が情報提供が不十分と回答しており、また、学校評価報告書を読んだことのある保護者は28%にとどまっている。

⑤教育委員会の取組

- 統一的な評価書様式の作成、共通した評価項目・指標の設定等を行っている教育委員会は、市区町村教育委員会よりも都道府県教育委員会の割合が高いが、評価結果を予算配分に活用している教育委員会は、都道府県教育委員会よりも市区町村教育委員会の割合が高い（表6）。

表6 教育委員会における学校評価に関する取組

	都道府県・指定都市				市区町村			
	自己評価		学校関係者評価		自己評価		学校関係者評価	
	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合	教委数	割合
統一的な評価書様式の作成	46	71.9%	37	57.8%	470	25.7%	378	20.7%
共通した評価項目・指標の設定	30	46.9%	22	34.4%	540	29.5%	368	20.1%
評価結果の分析	45	70.3%	37	57.8%	806	44.1%	644	35.2%
都道府県教育委員会に対する人事に関する内申等に際して評価結果を活用	-	-	-	-	104	5.7%	67	3.7%
学校運営の改善や支援のための評価結果を人事管理・研修に活用	16	25.0%	12	18.8%	329	18.0%	243	13.3%
学校運営の改善や支援のための評価結果を予算配分に活用	5	7.8%	3	4.7%	247	13.5%	212	11.6%
その他、評価結果・分析結果に基づく学校の改善、支援	36	56.3%	25	39.1%	1,098	60.1%	946	51.8%

(2) 本ワーキンググループにおける主な意見

学校評価を有効に活用できている学校では、いわゆるPDCAサイクルが機能し、組織的な教育活動その他の学校運営の改善につながっている。一方、評価結果が改善にうまくつながらず、学校評価の実効性に問題を抱える学校の課題について、本ワーキンググループでは、以下のように整理した。

①学校内における取組について

- 学校評価における目標が抽象的であったり、何をいつまでに行うかが不明確であったり、達成不可能な内容を掲げたりして、教育活動その他の学校運営の状況を的確に評価できていない学校がある。
- 学校評価における目標や評価項目が設置者の学校教育に関する方針（教育振興基本計画等）と十分に関連付けられていないため、設置者が学校の教育活動その他の学校運営の状況を確認できず、改善のための支援が十分に受けられていない学校がある。

- 管理職とその他の教職員との間に認識の違いがあったり、学校評価における目標が個々の教職員の課題意識等と連動せず教職員間で共有されていないため、組織的な教育活動その他の学校運営に活かされていない学校がある。
- 評価項目が網羅的過ぎである、あるいは、評価結果を分析し、成果や課題、具体的な改善策について協議する時間的余裕が確保できないため、評価結果を活用した教育活動その他の学校運営の改善まで結びついていない学校がある。

②学校関係者との連携・協働について

- 外部アンケートの結果を、そのまま評価結果としてしまい、アンケートの集計結果から得られる成果や課題を十分に分析・整理していない学校がある。
- 学校関係者評価委員に対して自己評価結果等の情報提供が不十分であったり、不明確であったりするため、学校関係者評価が適切に行われていない学校がある。
- 学校評価の結果が学校からの一方的な発信で終わっていて、保護者や地域住民等が関心を持つ情報が適切に提供されていない学校がある。

③設置者等の学校評価に関する支援について

- 設置者の学校教育に関する方針が不明確であるため、各学校が学校評価における目標や課題を系統化・重点化しにくいところがある。
- 各学校から設置者へどのように評価結果を報告するかを明確に示していないことがある。また、評価結果が設置者等による支援（財政面・人事面）や、指導主事等の学校訪問の際の指導助言に十分に結びついていないところがある。
- 教育委員会内で、学校評価、予算措置、教職員人事の各担当間の連携や、都道府県や市区町村、首長部局や地域団体との連携が不十分であったりするため、予算措置や地域連携の改善についての有効な支援が実施できていないところがある。
- 各学校において学校評価の取組の中心となる教職員や、学校関係者評価委員を対象とした研修等が形式的になっていたり不十分なところがある。
- 評価結果をはじめ学校情報の積極的な公表が、保護者や地域住民等の学校に対する理解を深め、地域とともにある学校づくりを推進することにつながることに、設置者の理解が十分でないため、学校の管理職に十分に理解されていないところがある。

4. 学校評価の実効性を高めるための基本的な考え方と各学校における取組

実効性の高い学校評価とは、学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、教育活動その他の学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組である。

このような実効性の高い学校評価を実施するため各学校においては、設置者の学校教育に関する方針を踏まえた具体的な目標を立て、全教職員の参加と協働による組織的な取組を学校関係者との連携、協働のもとに行っていくことが必要である。その際に参考となる取組例を以下の通り整理した。

(1) 学校内における取組の充実

①学校評価における目標の系統化・重点化

- 学校評価における目標等は、設置者の学校教育に関する方針を踏まえつつ、学校の現状や課題を分析した上で、子どもの姿を具体的に示し、その達成状況を的確に測定できるものとする。また、前回の評価結果や教職員の課題意識等を踏まえつつ、必要に応じて学校が重点を置いて短期的に取り組むことができるものとする。(P13 事例① 広島市)

②全教職員の参加と協働による学校評価の実施

- 学校評価の目的意識を明確にし、学校評価における目標や評価項目の設定に際して、管理職や担当教職員とその他の教職員との共通理解を図る。(P14 事例② 鳥取県岩美町)
- 学校評価における目標と教職員個人の目標を系統化し、すべての教職員が学校評価における目標を共有しながら具体的な日々の教育活動その他の学校運営を行っていく。(P15 事例③ 東京都、P16 事例④ P H P 総合研究所)

③効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり

- 学校評価の結果を教育活動その他の学校運営の改善に結びつけるためには、学校内、あるいは地域内での組織的な分掌や仕組みが必要である。そのため、例えば I C T を活用しつつ、学校評価における情報の収集や分析、改善案の提示、ホームページ等による情報提供、学校と地域を繋ぐ業務等に学校事務職員や事務の共同実施組織等を効率的・効果的に活用することが有効である。(P17 事例⑤ 慶應義塾大学)

(2) 学校関係者との連携、協働の推進

①情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化

- 学校の情報提供や学校関係者評価の実施を、学校に対する保護者や地域住民等の理解や連携・協力を得る機会として積極的に捉え、課題解決に向けた学校の対応を併せて示すことにより学校の説明責任を果たすとともに、協働を進める。(P1

8 事例⑥ 仙台市)

- 学校評価をコミュニケーション・ツールとすることを主眼に評価項目を検討するとともに、保護者や地域住民等が求めている情報を把握し、学校が持つ学力や体力等の客観的な指標やデータを活用しつつ、分かりやすく情報を提供する。
- 情報提供の方法を多様化することが大切であり、運動会等の行事、授業参観、学校公開日、校内研修や研究授業など、日ごろから保護者や地域住民等が学校の様子に触れる機会を意図的、積極的に設けていく。
- 学校関係者評価委員に学校の実情を十分に知ってもらい、多くの関係者の連携・協働につなげる学校の「スポークスマン」として、情報発信を担ってもらう。(P19 事例⑦ 新潟県上越市)

②学校関係者評価委員会の運営の工夫等

- 学校関係者評価委員に対しては、自己評価から明らかとなった学校の現状や課題、改善の手だて等を学校があらかじめ明示するなど、評価委員がチェックすべきポイントを明確にした上で、評価を実施する。
- 学校、地域の実情により、学校評議員や学校運営協議会委員等を学校関係者評価委員とするなど、既存の仕組みを活用して、その取組の中に学校関係者評価を位置付けていく。(P20 事例⑧ 京都市)

③外部アンケート等の工夫

- 自己評価を行う上で、児童生徒、保護者、地域住民等に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果を活用する。(P21 事例⑨ 京都市)
- 外部アンケートは回答可能な項目に精選し、外部アンケートによって得られた情報と学校が持つ客観的な指標やデータを対比しつつ自己評価の参考資料とする。
- 外部アンケート以外の方法でも、学校行事や授業参観などの場で保護者や地域住民等の声を聞くなど、柔軟な対応で意見や要望を集める。(P22 事例⑩ 愛知県高浜市、P23 事例⑪ 新潟県見附市)
- 外部アンケートの結果と学校の対応状況について、学校関係者評価委員等と協力し、保護者や地域住民等が分かりやすい表現にしてフィードバックする。

5. 実効性の高い学校評価の推進のための設置者と国の役割

全ての学校において、これまで述べてきたような学校評価の実効性を高めるための取組を実現していくためには、設置者による積極的な支援が必要不可欠であり、国の役割も重要である。その際に参考となる取組例や施策を以下の通り整理した。

(1) 設置者による支援の充実

①設置者の明確な学校教育に関する方針の策定

- 保護者や地域住民等に対する責任を明確にする観点から、設置者が学校教育に関する方針を明確に定め、各学校の学校評価における目標との関連を図りやすくする。(P24 事例⑫ 宮崎県五ヶ瀬町)
- 各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、設置者は学校評価に関する統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校における実効性の高い学校評価の取組を推進する。(P25 事例⑬ 東京都武蔵村山市)

②学校評価にかかわる継続的な人材育成と確保等

- 管理職や学校評価担当教職員、学校関係者評価委員を対象として、学校評価の目的や方法、積極的な学校情報の提供に関する研修等を充実する。(P26 事例⑭ 茨城県取手市)
- 中学校区単位等の複数の学校が協力して、教職員を相互に学校関係者評価委員とすることにより、学校間の連携を促進するとともに、学校評価を行う人材を確保する。(P27 事例⑮ 堺市)
- 学校関係者評価委員の人選を工夫し、学校評議員や学校運営協議会委員等の既存の仕組みを活用する。(P20 事例⑧ 京都市 ※再掲)

③学校評価に関する好事例の普及

- 都道府県教育委員会は域内の市町村教育委員会や学校に対し、市町村教育委員会は域内の学校に対し、学校評価の取組の参考となる事例を収集し、普及する。

④学校評価にかかわる教育委員会の組織体制の充実

- 教育委員会の指導主事等の育成を図り、学校訪問をする際、報告された評価結果に基づいて指導助言を行い、教育活動その他の学校運営が評価結果に基づいて改善されるようにする。
- 学校評価に関する指導・助言体制の整備や、地元大学関係者等を各学校に派遣するアドバイザー制度の創設等、教育委員会の組織を見直し、体制の整備を図る。(P28 事例⑯ 新潟県見附市)
- 教育委員会内の担当間や首長部局との情報共有と連携を図り、学校評価の結果が学校に対する支援や条件整備につながるようにする。

⑤学校評価に係る効率化と負担軽減の取組

- ICTを活用して外部アンケートの集計業務や分析業務の効率化を図り、客観

的なデータを構造的に整理するとともに、学校評価に係る負担の軽減を図るための環境整備を行う。(P17 事例⑤ 慶應義塾大学 ※再掲)

⑥情報提供にかかわるガイドライン等の策定

- 開かれた学校づくりや地域とともにある学校づくりを推進するため、学校が様々な情報を発信する際の指針となるガイドライン等を作成し、積極的な情報提供を促す。(P29 事例⑰ 広島県)

⑦学校評価の実効性を担保する仕組みとしての第三者評価※の実施

- 学校評価の基本となる自己評価や学校関係者評価を最大限に活用し、教育活動その他の学校運営の改善を確実に進めていくために、地域や学校の実情等に応じて、第三者評価を実施し、学校評価システム全体の実効性を高めていくことも期待される。(P30 事例⑱ 岡山県矢掛町)

※ 第三者評価の実施については、学校と設置者の判断に委ねられているが、具体的な実施体制については、①学校関係者評価の評価者の中に外部の専門家を加えて行う、②複数の学校が協力して互いの教職員を評価者として行う、③外部の専門家を中心とする評価チームを編成して行うなど、柔軟に対応することが「学校評価ガイドライン」において示されるなど、引き続き検討する必要がある。

⑧学校評価と教育委員会の自己点検・評価との連動

- 学校評価結果の活用状況を教育委員会が実施する点検・評価の項目とする等、学校評価との関連を図る。

(2) 国による支援等

①実効性の高い学校評価を推進する人材育成と確保

- 独立行政法人教員研修センター等における管理職、中堅教員及び学校事務職員に対する研修や各種説明会等により、実効性の高い学校評価を推進する人材を育成する。
- 保護者や地域住民等が学校の現状や課題を把握し、当事者意識を持って学校評価に参画するために、学校評議員、学校運営協議会等の取組を推進する。
- 教員養成段階等で学校マネジメントや学校評価に関する知見を身に付けることが重要である。そのため、各大学においてこれらの内容が教職科目等の授業内容として扱われるよう支援を行う。

②学校評価に関する調査研究の実施や好事例の収集と成果の普及

- 実効性の高い学校評価に関する好事例の収集や、学校評価の実施に伴う負担を軽減するための手法や学校運営改善モデル等に関する研究を重点的に行い、その成果を普及する。

③実効性の観点を踏まえた学校評価の状況把握と調査結果に基づく施策の検討

- 本ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえ、各学校における実効性の高い学校評価を行うための取組の実施状況を調査・把握する。
- すべての学校において実効性の高い自己評価と学校関係者評価が一体的に行われるよう、制度面も含めて必要な施策の検討を行う。